



製造物責任（P L）法に関連した よくある問い合わせ ～表示について～

製造物責任（P L）法に対応した製品表示についての問い合わせを受けることがあります。

【Q 1】 弊社は家庭用途ではない化学製品を扱っている。現在、ある製品を開発中であるが、使用に際しての注意表示等をどのように記載したらよいか検討している。製造物責任（P L）法には注意表示に関する規定はないのか。

P L法でいう「欠陥」は、「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」の3つに分類されます。このうち、「指示・警告上の欠陥」は製造物に内在する危険・有害性を使用者が回避するための情報に欠けていたり、あっても内容が不十分であることによる欠陥です。具体的には、製品の取扱説明書、注意表示や警告表示の内容が問題にされます。大きな製品事故を回避する目的で表示される警告表示は、製造物責任を問われることを回避することに繋がることからP L表示と呼ばれることがあります。また、実際の訴訟でも、製品表示の不備から「指示・警告上の欠陥」が指摘されるケースは多いように思われます。しかし、P L法に表示に関する細かい規定はありません。

「法」には、守らなければならない様々な規定が定められている、というイメージがありますので、意外に思われるかもしれませんが、P L法における「欠陥」とは、製造物に関する諸般の事情を総合的に考慮して判断される概念であり、その類型の一つが「指示・警告上の欠陥」なので、一義的に決められない側面があるのです。

【Q 2】 中小企業の技術支援をしている団体である。利用企業から新たに開発した製品の製造物責任（P L）法に関わる表示について相談を受けている。化学製品P L相談センターで製造物責任法の観点からアドバイスをしてもらえるか。

これもよくある問い合わせです。相談者にある程度P L法についての知識があれば対応の仕様がありますが、全く分からないので一から教えて欲しいということだとこちらも困ってしまいます。そこで、この紙面では、P L法に関連した表示を検討する際に背景となる考え方についてご紹介したいと思います。

P L法は「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産にかかわる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任」について定めた法律です。製品安全に不備があった場合に問題になるものですので、製造業者が製品安全をどう考えどう取り組んでいるかと密接に関係します。

製造業者には、「製品安全を心がけ、欠陥がないように製造物を設計し製造する」ことが求められます。これに不備があると「欠陥」が発生するわけです。先ほど、欠陥には3つの類型があると述べましたが、欠陥がないように製造物を設計し製造するのであれば、「設計上の欠陥」と「製造上の欠

陥」の 2 つで事足りるのではと思われます。それでは「指示・警告上の欠陥」はどう捉えたらよいのでしょうか。

事業者が製品安全のために取り組むものにリスクアセスメントがあります。リスクアセスメントの詳細については経済産業省がウェブ上で公開している「消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック」(https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html) で詳しく解説されています。そこに製品の持つリスクの低減方法として、スリーステップメソッドが紹介されています。

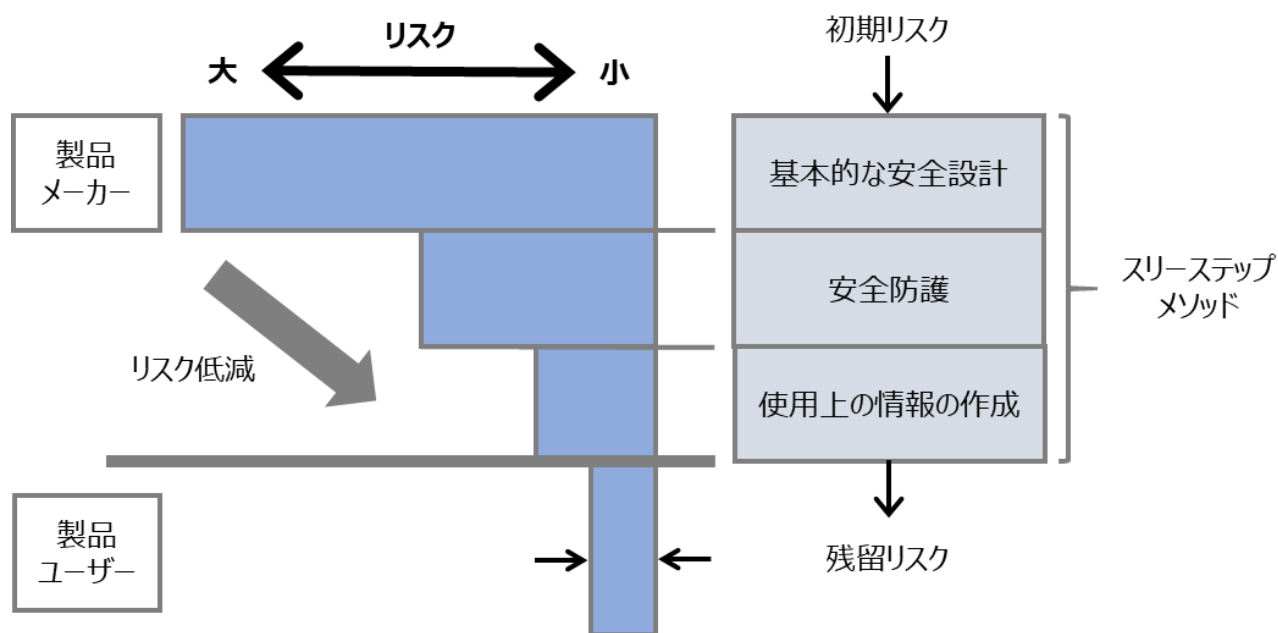


図 スリーステップメソッドによるリスクの低減
「消費生活用製品向けリスクアセスメント・ハンドブック」、経済産業省

スリーステップメソッドでは、製品の持つリスクを製品設計の段階で、①基本的な安全設計、②安全防護、③使用上の情報の作成の順で低減させていき、最終的な「残留リスク」を、ユーザーが許容可能なレベルに抑えることを行います。この「使用上の情報の作成」は製品本体に表示される警告表示や使用上の注意、製品に添付される取扱説明書などが該当します。

つまり、事業者の製品安全のための製品設計の一部として指示・警告などの製品安全上の情報が位置付けられているということになります。従って、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥は、様々な要素を勘案しながら多数の選択肢の中から製造者が一定の安全性に関わる選択をしたという結果が具体的な設計や指示・警告となっているということになり、製造者の安全性に関する選択の適否という規範的な評価が欠陥の判断に当たって重要となるのです。

「基本的な安全設計」は危険源そのものを取り除く又は低減させること、「安全防護」は危険源と使用者の接触を何らかの方法で遮断することで、どちらも製品本体に何らかの手を加えることになります。これに対し「使用上の情報作成」は守らないと重大事故に繋がるような指示・警告を製品に

表示することであり、ユーザーに守ってもらって初めて効力を発揮するものです。製品上の目立つ場所に、誰にでも分かりやすく簡潔に表示する必要があります（これを「警告表示」といいます）。

また、製品安全の観点からは、残留リスクについても、「使用上の情報作成」の中で明確に表示しておくべきとされています。残留リスクは、ユーザーが許容可能なリスクですが、設計段階では製造業者がそう判断したものです。リスクは「事故による危害の大きさ」×「事故の発生頻度」ですので、危害が大きくても発生頻度が極めて稀ならばリスクは低く見積もられます。しかし、実際に想定外の事故が発生する可能性もあるわけです。たとえば誤飲・誤食などの事故は、製品の用途や形態によっては、ほとんど発生しなそうに思えても、子どもや認知機能の衰えた高齢者で発生することがあります。明らかな誤使用なので、製造物責任を問われることはないかも知れませんが、製品安全上は関連情報が必要ということになります。

「使用上の情報」とは、製品本体に表示される警告表示や使用上の注意、製品に添付される取扱説明書などが該当しますが、情報が網羅的で情報量多くなればなるほどユーザーには伝わりにくくなります。そこで、PL対策として最も重要になってくるのは警告表示です。警告表示は絵表示や「危険」、「警告」、「注意」といったシグナルワードを使って、パッと見ただけで直感的にわかるように工夫された表示です。

PL法には表示に関わる細かい規定はありませんが、製品によっては、労働安全衛生法（安衛法）、毒物及び劇物取締法（毒劇法）、化学物質排出把握管理促進法（化管法）、家庭用品品質表示法（家表法）、高圧ガス保安法、消防法などで義務付けられている表示があります。また、各業界団体が定めた自主表示がある場合もあります。これらを遵守した上で、PL法の実質に則った表示を行う必要があります。そのためにはしっかりとリスクアセスメントに基づいて、製品特性とユーザー特性をよく理解した上でのリスクマネジメントが必要とされることは言うまでもありません。PL法に対応した表示とは、製造業者の実力と製品安全へ取り組む姿勢が問われる側面があるように思われます。